

(平成21年4月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の平成12年12月から13年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年12月から13年3月まで

私は、平成12年4月から13年3月までの1年間、学生納付特例の承認を受けていたので、13年4月に就職後、すぐに、旧A町（現在は、B市）役場の国民年金係で学生納付特例期間に係る追納の申込みをした。後日、追納納付書が送られてきてからは、2か月分ずつを役場の国民年金係の窓口で追納したのに、申立期間が追納された記録になっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と比較的短期間である上、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が主張するとおり、平成13年5月に追納の申込みを行い、申立期間直前の12年4月から同年11月までの期間について、2か月分ずつ4回にわたり追納されていることが確認でき、申立期間のみが追納されていないことは不自然である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から40年3月まで

ねんきん特別便が送付されて来たところ、私が、国民年金保険料を納付していた申立期間について、国民年金の未加入期間とされていることに気付いた。所持している国民年金手帳には、申立期間の保険料が納付されたことを示す検認印が押してある。このことについて、社会保険事務所に問い合わせたところ、申立期間に係る保険料は、昭和40年12月25日に還付されているとの回答であった。

しかし、私は、還付された覚えは無い。昭和40年4月ごろに、市役所の担当者から、「もう、これからは保険料を納付しなくても良い。」と言われたことは覚えているが、その際に、さかのぼって資格を喪失される等についての説明は受けておらず、また、申立期間において厚生年金保険などの公的年金に加入したこともなく、37年9月1日に被保険者資格を喪失される理由も無い。

申立期間を国民年金保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳により、申立期間の国民年金保険料が昭和38年4月30日、同年12月20日及び40年4月16日の3回に分けて納付されていることが確認できる。

また、社会保険庁の特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の国民年金保険料がいったん納付された後、昭和40年12月25日付けで申立期間に係る国民年金保険料が還付された記録となっているが、

申立人が、37 年 9 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失すべき事由は見当たらず、社会保険庁の記録を前提としても、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたものと認められる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が国民年金に再加入した昭和 50 年 12 月以降において、申立人は任意加入対象者であるにもかかわらず、60 年 12 月 27 日付けで訂正処理されるまで、強制加入対象者とされており、申立人の国民年金に係る記録が適正に管理されていなかったものと認められる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長崎厚生年金 事案 229

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年3月29日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月29日から同年11月1日まで
私は、A社に昭和38年3月29日に入社し、同年10月末まで勤務していた。当該事業所から最初に支給された給与明細書等の資料を保管している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間のうち、少なくとも昭和38年3月29日から同年5月22日までの期間において、A社に勤務していたことは、雇用保険の記録から確認できる上、職業訓練校から申立人と一緒に当該事業所に勤務し、当該事業所に係る被保険者記録（昭和38年3月29日から同年9月1日までの期間）が確認できる同僚は、「私は、一身上の都合により、申立人より先に退職したが、申立人から昭和38年11月ごろに『自分も辞めた。』との電話があったことを覚えている。」と証言しているとともに、ほかの同僚も、「申立人は昭和38年10月末までは在職していたと思う。」と証言していることから、申立期間において、申立人が、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が提出した「38年度 給与支給一覧表」によると、当該一

覧表には事業所名の記載は無いものの、当該一覧表の4月欄に昭和38年4月分のもので推認される給与明細が貼り付けられており、その給与明細において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細の厚生年金保険料控除額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かについては不明としているが、事業主による申立てどおりの資格取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、当該社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年3月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA病院における資格取得日に係る記録を昭和40年6月15日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月15日から同年9月1日まで

申立期間におけるA病院に係る厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、加入していた事実が無いとの回答があった。

しかし、系列のB病院に移籍する前の申立期間においては、准看護師としてA病院に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A病院に准看護師として勤務していたことは、A病院及びその系列病院であるB病院の同僚並びに当時、いずれかの事業所に勤務していた複数の者の証言から推認できる上、申立人より約1か月前に、A病院に准看護師として採用され、申立人とほぼ同時期にB病院に移籍した者は、昭和40年5月4日に、A病院における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A病院で事務を担当していた者は、「A病院では、申立期間当時、医師を除くすべての職員を採用後、速やかに厚生年金保険に加入させる方針であったので、申立人についても、採用直後から、厚生年金保険料が給与か

ら控除されていたはずである。」と証言している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、准看護師の同僚の標準報酬月額から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かについては不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の番号に欠番は無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、事業主による申立てどおりの資格取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年6月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 1 日から 34 年 7 月 31 日まで

A社に勤務していた申立期間について、社会保険事務所に照会したところ、脱退手当金が支給済みとの回答があった。

脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当該事業所の事務担当者は、「事業所が全喪したのと同じ日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した5人については脱退手当金の代理請求の手続をした記憶があるが、申立人の脱退手当金の代理請求の手続はした記憶が無い。」と証言していることから、事業主が申立人の委任を受けて、脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、申立人の名前の表記は、社会保険庁が保管しているA社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿のいずれにおいても誤ったままとなっており、申立人が自ら脱退手当金の請求手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立期間に係る被保険者名簿に記載されている標準報酬月額から計算した脱退手当金の支給額と社会保険庁のオンライン記録上の支給額は、相違している。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私は、A市役所で平成3年度と4年度に係る国民年金保険料の学生免除の申請手続きをしたが、両年度共に免除が承認されなかった。その後、平成5年か6年ごろであったと思うが、その当時、勤務していた会社の寮に、社会保険事務所から国民年金保険料の納付書が郵送されて来た。その時は、納期限により納付できなかったか、金銭的に余裕がなかったので納付しなかったかは覚えていないが、いずれにしろその納付書では納付せず、しばらくして、社会保険事務所に連絡し、再度、納付書を郵送してもらい、申立期間の保険料は、その納付書で納付したと思う。その時に納付した国民年金保険料は、24万円から25万円ぐらいであったと思うが、B市内の金融機関で一括納付した。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間に係る国民年金保険料の納付時期等に関する申立人の記憶は曖昧であり、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間当時、社会保険事務所は、平成4年12月4日付けの社会保険庁運営部年金指導課長通知（庁文発第3401号）に基づき、過年度保険料に係る納付書を年4回（6月、9月、12月及び3月）、定期的に発行していたものと考えられるが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人に対して、そのいずれの時期とも異なる6年2月10日に過年度保険料に

係る納付書が作成されたことが確認でき、申立人が主張するとおり、社会保険事務所が申立人の連絡を受けて過年度保険料の納付書を作成したの
と考えられるものの、当該納付書が作成された時点では、申立期間の一部
は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当該納付書が
作成された時点で納付することができた国民年金保険料の総額は、申立人
が納付したと主張する金額とは相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から57年3月まで

私は、昭和54年1月ごろに、A市に転入した。その時には加入手続を行わなかったが、後日、母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。そのころのことと思うが、53年の1年分の国民年金保険料を一括して納付したと母親から聞いたことを覚えている。また、54年1月以降の保険料は、母親が納付組合か農業生産組合に納付していた。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は高齢で事情を聴取することができず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和57年3月23日であり、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月から27年10月まで
申立期間については、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は資格取得日順、かつ、健康保険の番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主は死亡している上、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の者に聴取しても、申立人を覚えておらず、申立人が覚えている当時の同僚についても、被保険者名簿において、氏名を確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間において、当該事業所に勤務していたと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録によると、平成19年9月27日付けで、申立期間のうち、昭和26年1月2日から同年7月1日までの期間についてはB事務所、同年8月1日から27年4月16日までの期間についてはC社に係る被保険者記録が訂正処理（追加）されていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和22年4月1日から23年1月1日まで
②昭和23年1月1日から24年1月1日まで

私は、申立期間①において、A社に選炭係として勤務し、申立期間②において、B社C事務所でお茶くみとして勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①において、A社に勤務していたことは、同僚の証言から推認できるが、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁の記録上、申立人が勤務していたとするA社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人と共に当該事業所に就職した同僚は、「A社に勤務していた時、厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶は無い。」と証言しており、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実等に関する証言を得ることはできなかった。

申立期間②において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、社会保険庁が保管しているB社C事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、申立期間②及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主は死亡している上、申立期間②当時、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる者

は、いずれも死亡又は所在不明により事情を聴取することができず、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実等に関する証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人自身、「いずれの申立期間においても、事業所から健康保険証をもらった覚えが無く、親の扶養者となっていたかもしれない。」としている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連情報等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 7 日から同年 6 月 1 日まで
私は、昭和 37 年 5 月 7 日ごろから同年 6 月 30 日までの約 2 か月間、A 市にあった B 社 C 工場に勤務していた。
平成 15 年 4 月に年金受給権を得た際、昭和 37 年 5 月分の記録が無いことに気付いたものの、月の途中からの勤務であったので、その場合、加入月数には入らないと勝手に思い込んでいたが、最近になって、月の途中からでも加入月数に含まれることを知った。
わずか 1 か月ではあるが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁が保管している B 社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日（昭和 37 年 6 月 1 日）はオンライン記録と一致している上、被保険者は健康保険の整理番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、申立人と同様に、昭和 37 年 6 月 1 日に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した者で事情を聴取できた 3 人のうち当時の状況を覚えている 2 人は、「私も、昭和 37 年 5 月の途中で臨時工として入社した。」「当時、工場にいた職員のほとんどが臨時であり、試用期間の後に厚生年金保険に加入したと思う。」としており、申立期間当時、当該事業所は、従業員を一定の試用期間後に厚生年金保険に加入させてい

た可能性がうかがえる。

加えて、当該事業所の事業を継承しているD社は、「当時の資料は、保存期限が経過しているため既に処分しており、申立人の申立期間に係る保険料を給与から控除していたかどうかは不明である。」と回答している上、申立期間当時、当該事業所に勤務していた者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月1日から37年4月11日まで

私は、昭和23年5月、A社B支社に職員として採用され、当初、C部に配属となり、その後、D工場に異動となった。会社や社会保険事務所から年金手帳（被保険者証）をもらった記憶は無い。37年4月に結婚のため退職し、その後、厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、脱退手当金を支給しているとのことであったが、私はもらった覚えが無い。どのような方法で支給したのか社会保険事務所に尋ねたが、「当時のことは分からない。退職金に上乘せしたのではないか。」との回答があり、A社の本社で調べてもらったところ、退職金に退職金以外の名目の金額を上乘せして支給するようなことは行っていないとのことであった。申立期間について、脱退手当金が支給されているとする社会保険事務所の記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社（現在は、E社）の人事記録等を管理しているF社は、「当時の資料は残っておらず、脱退手当金の代理請求等をしてきたかどうかは不明である。」としているものの、社会保険庁が保管しているA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和21年4月1日から35年2月1日までの間に被保険者資格を取得し、31年2月14日以降に被保険者資格を喪失した女性のうち、当該事業所に係る被保険者資格が20年以上ある者等を除く70人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、そのうち43人に脱退手当金が支給された記録が確認できる上、申立人に係る脱退手当金の支給日前後において、脱退手当金を支給された記録のある者のうち、事情を聴取できた

4人はいずれも、「会社から脱退手当金の説明をしてくれたと思う。」と証言しており、そのうちの1人は、「脱退手当金は、会社から受け取った。」と証言していることから、当該事業所では、従業員の委任に基づき、代理請求を行っていた可能性がうかがえ、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは認められず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年7月20日に支給された記録となっているほか、社会保険業務センターが保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）においても、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険事務所へ回答している形跡があり、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月1日から25年8月1日まで

A組合に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、加入していた事実がないとの回答があった。当時の給与明細等は保管していないが、当時、同僚と選挙運動をしたことも記憶しており、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A組合に勤務していたことは、複数の同僚の証言から推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、昭和22年9月2日以降に、当該事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得した者はおらず、申立人が同僚として氏名を挙げた16人のうち13人については、申立期間において、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、当該事業所の事業を継承しているB組合は、「当時の資料が無く、不明である。」としている上、当時の同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実等に関する証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月から同年7月まで

申立期間については、それ以前に勤務していたA社のマネージャーとは別のマネージャーから誘われ、短期間との条件付きで勤務していた。A社に係る厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間において、厚生年金保険の加入記録が無く、昭和31年5月17日から33年2月11日までの期間及び35年1月1日から同年5月15日までの期間において、A社に係る厚生年金保険の加入記録があるとの回答を受けた。しかし、35年1月1日から同年5月15日までの期間は、B社に勤務していた期間であり、同時に二つの事業所に勤務していた記憶は無いので、記録管理の誤りだと思う。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁の記録上、「C」という名称が含まれるD社会保険事務所管内の厚生年金保険の適用事業所としては、A社及びE社の2事業所が確認できるところ、社会保険庁が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前の昭和31年5月17日に被保険者資格を取得し、33年2月11日に同資格を喪失していること、及び申立期間後の35年1月1日に同資格を取得し、同年5月15日に同資格を喪失していることが確認できるが、申立人の氏名はほかに確認できない上、E社に係る被保険者名簿においても、申立人の氏名は確認できない。

さらに、A社及びE社は、いずれも既に全喪している上、申立期間にお

いて両事業所のいずれかに勤務していた複数の者に事情を聴取しても、申立人が申立期間において当該事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 1 日から 44 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 2 月 1 日にA社を設立した。ところが、厚生年金保険の適用は、44 年 8 月 1 日からとなっている。当社は設立当初から適用事業所となっていたはずであり、納得できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社の代表取締役であったことは、閉鎖登記簿謄本等により確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、当該事業所の代表取締役であった申立人は、厚生年金保険に関する事務手続について、知り得る立場にあったと考えるのが自然であり、それを反証する周辺事情は見当たらない。

また、社会保険庁の記録上、当該事業所は昭和 44 年 8 月 1 日に新規適用されていることから、申立期間において、適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、社会保険庁が保管している厚生年金被保険者台帳記号番号払出簿によると、昭和 44 年 8 月 13 日に、当該事業所における 7 人の被保険者（申立人を含む。）に被保険者記号番号が連番で払い出されていることが確認でき、事務処理において特に不自然な点は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。